

選手権大会実施規程(改定)

【出場資格】 抜粋

第5条 各選手権大会の出場資格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 日本ボディビル選手権
- (2) 日本クラス別選手権
- (3) ジャパン・オープン選手権
- (4) 日本ジュニア選手権
- (5) 日本マスターズ選手権
- (6) ジャパン・ミックスド・ペア選手権
- (7) 日本女子新人選手権日本女子チャレンジカップ選手権
本連盟登録選手で、下記のいずれかの条件を満たしている者。尚、国籍は問わない。
前年以前に日本ボディビル選手権で12位以内の入賞経験のない者。
前年以前に日本クラス別選手権、ジャパン・オープン選手権、日本ジュニア選手権、日本マスターズ選手権で3位以内の入賞経験のない者。
前年以前に日本女子新人選手権日本女子チャレンジカップ選手権で優勝経験のない者。
- (8) オールジャパン・ミスフィットネス選手権
本連盟登録選手または個人登録選手で、日本国籍を有する者。
- (9) オールジャパン・ミスボディフィットネス選手権
本連盟登録選手または個人登録選手で、日本国籍を有する者。
- (10) ミス21健康美大会
本連盟が出場を承認した選手(選手登録は不要)で、下記の全ての条件を満たしている者。尚、国籍は問わない。
 - トレーニングまたはスポーツ(種目は問わない)経験者で、心身健康な女子。
 - 他のボディビル団体に未登録の者。
- (11) 全国高等学校選手権
本連盟登録選手(申込時の登録可)で、下記の全ての条件を満たしている者。尚、国籍は問わない。
 - 日本に所在する高等学校在学中の男子学生
 - 大会開催年の12月31日に20才以下の者

【日本国籍】

第6条 参加資格が日本国籍を有する者とする大会は、所属連盟において国籍の確認をし参加申込書に連盟印を捺印すること。

2. ジャパン・オープン選手権と本連盟主催以外の大会は、日本国籍を有しない者でも出場可能とする。

~~【連続出場禁止】~~【優勝者の出場禁止】

第8条 ~~ジャパン・オープン選手権を除く国内の総ての大会で、優勝者の連続出場禁止または過去の優勝者の出場を禁止してはならない。~~

ジャパン・オープン選手権及び日本女子チャレンジカップ選手権を除く本連盟主催大会において、優勝者の出場を禁止してはならない。

ドーピング防止規程(新規)

【目的】

- 第1条 本規程は、社団法人日本ボディビル連盟(以下「本連盟」という)が世界ドーピング防止規程(以下「WADA規程」という)及び日本ドーピング防止規程(以下「JADA規程」という)に基づき、ドーピング・コントロールの開始、実施に対する責任を担うために設ける。
- WADA規程に基づき、本連盟は以下の役割及び責任等を担う。
 - ドーピング防止方針及び規則がWADA規程及びJADA規程に準拠する。
 - 本連盟のドーピング防止方針及び規則がWADA規程及びJADA規程に準拠することを加盟又は承認の条件とする。
 - 財団法人日本アンチ・ドーピング機構(以下、「JADA」という)に協力する。
 - 本連盟に通常登録していない競技者に対し、日本代表選手団の一員としてオリンピック競技大会に参加するための条件として、本連盟への選手登録を行い、オリンピック競技大会の開催日の1年前から、要求された検体採取を受け、正確な最新の居場所情報をJADAに対し定期的に提出するよう義務付ける。
 - WADA規程又はJADA規程に違反した競技者又は競技者支援要員に対し、資格停止期間中、交付金及び助成金の交付の全部又は一部を停止する。
 - ドーピング防止教育を奨励する。

【ドーピング防止規程の適用】

- 第2条 本規程は以下の者に対して適用される。
- 本連盟
 - 競技者
 - 日本代表選手団のメンバー
 - 競技者支援要員
 - 国内競技連盟
 - ドーピング防止規則違反に対し、制裁措置が適用される。

【義務】

- 第3条 競技者は、以下の義務を負うものとする。
- 適用されるドーピング防止方針及び規則を理解し遵守する。
 - 検体採取に応ずる。
 - ドーピング防止と関連して、自己が摂取し使用するものに責任をもつ。
 - 医師に、禁止物質及び禁止方法を使用してはならないという自己の義務を伝え、自己に施される治療が、WADA規程に従って採択されたドーピング防止の方針及び規則に違反しないことを確認する責任をもつ。
 - 本連盟に通常登録していない競技者は、日本代表選手団の一員としてオリンピック競技大会に参加するための条件として、本連盟への選手登録を行い、オリンピック競技大会の開催日の1年前から、要求された検体採取を受け、正確な最新の居場所情報をJADAに対し定期的に提出する。
 - 競技者支援要員は、以下の義務を負うものとする。
 - 自らに又は支援する競技者に適用されるドーピング防止方針及び規則を理解し、遵守する。
 - 競技者の検査プログラムに協力する。
 - 競技者の価値観及び行動に対する自己の影響力を行使しドーピング防止の姿勢を育成する。

【検査】

- 第4条 本連盟は、WADA規程及びJADA規程に従い、ドーピング防止機関(JADAを含む)が行う検査の分析結果を承認する。

【本規程違反】

- 第5条 ドーピング防止規則違反を犯すことは、本規程に違反する。
- ドーピング防止規則違反を犯したか否かを判断するために、WADA規程及びJADA規程の第1・2・3・4・5・6・17条が適用される。

【ドーピング防止規則違反の承認】

- 第6条 本連盟は、全てのドーピング防止機関による人が、ドーピング防止規則違反を犯したとの決定を承認し、かつ尊重する。但し、その認定がWADA規程及びJADA規程に準拠し、関連団体の権限に基づく場合に限る。

【本連盟が課す制裁措置】

- 第7条 ドーピング防止規則違反を犯したと認定された人は、本連盟理事会の決定に従い、制裁措置の期間、日本代表選手団又はその選考の資格、本連盟からの交付金、助成金及び補助金の交付の全部又は一部を受け資格、並びに本連盟で役職に就く資格を失う。
2. 制裁措置の期間は、WADA規程及びJADA規程の各第10条及び第11条に従って決定される。
 3. 本連盟は、違反が1回目か2回目かを判断するにあたり、いかなるドーピング防止機関によって課された以前の制裁措置をも承認する。
 4. 本連盟は、制裁措置の期間以外に以下の罰則規定を、競技者・競技者支援要員(所属クラブ・所属地方連盟)に設ける。
 - (1) 1回目の陽性が確定した場合、競技者に対して罰則金50,000円、所属クラブに対し始末書提出と罰則金50,000円、所属地方連盟に対して始末書提出と10,000円の罰則金を科する。
 - (2) 同一競技者が2回目の陽性が確定した場合、競技者に対して100,000円、所属クラブに対して始末書提出と罰則金100,000円、所属地方連盟に対して始末書提出と20,000円の罰則金を科する。
 - (3) 上記(1)・(2)が確定した競技者と、過去の検査に於いて別の陽性処分を受けた競技者が同じ所属クラブの場合で、10年間の内に通算回数が3回に達した場合、本連盟理事会は、所属クラブに対して1年以上の本連盟クラブ登録停止処分を科する。
 5. 本連盟は、競技者が国際大会に出場し、陽性が確定し制裁措置の期間以外に以下の罰則規定を競技者・競技者支援要員(所属クラブ・所属地方連盟)に設ける。但し、第7条4の(1)(2)は摘要されない。
 - (1) 選手に対して\$1,000の罰則金を科する。
 - (2) 競技者支援要員(所属クラブ・所属地方連盟)は、始末書提出と\$1,000の罰則金を科する。
 - (3) 本連盟は国際連盟に対し、罰則として\$2,000の罰則金支払いの義務を負う。

【懲戒措置手続】

- 第8条 ドーピング防止規則違反が問われる全ての事件は、WADA規程及びJADA規程に準拠して判断され、それぞれの規程の条項に従って、認定がなされ、不服申立がなされるものとする。

【通知】

- 第9条 本規程に基づいて制裁措置が課せられた場合には、本連盟は課せられた制裁措置の詳細を下記宛に送付する。
- (1) 国際オリンピック委員会及び財団法人日本オリンピック委員会
 - (2) WADA規程第14.1項及びJADA規程第14.3項に基づき、通知を受ける権利を有する者
 - (3) 当該人の国際競技連盟
 - (4) 世界アンチ・ドーピング機関(WADA)及びJADA
 - (5) 本連盟が通知を必要と考えるその他の人

【不服申立て】

- 第10条 不服申立てについては、JADA規程第13条の規定に従うものとする。

【ドーピング防止規則違反の審査】

- 第11条 ドーピング防止規則違反を犯したとして記録された者が後日、当該ドーピング防止規則違反を犯していないことが判明した場合、又はその他の誤りがスポーツ仲裁裁判所(CAS=本部・スイス)、日本スポーツ仲裁機構又はドーピング防止機関により明らかになった場合、本連盟はドーピング防止規則違反及びその結果として課せられた制裁措置を取り消すものとし、本規程第9条により制裁措置が課された旨通知された全ての人に対し、そのことを報告する。

【解釈】

- 第12条 本規程中、以下の語は以下の意味を持つものとする。
- (1) 「ドーピング防止規則違反」とは、WADA規程及びJADA規程の各第2条に記載されているドーピング防止規則に対する違反をいう。
 - (2) 「競技者」とは、WADA規程及びJADA規程に定義されているとおりの意味を有する。
2. 本規程で定義されていない語は、文脈より異なる意味を持つものを除き、WADA規程及びJADA規程で付与された意味を表すものとする。

【附 則】

- 第13条 本規程は、平成20年6月15日より施行する。